

拡大委員会（2002.11.13開催）結果概要

02.12.02 庶務作成

開催日時：2002年11月13日（水） 13：30～17：00

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

参加者数：委員 39名（うち委員会委員 19名）、河川管理者 21名、一般傍聴者 167名

1 決定事項

- ・提言のとりまとめの進め方、および、河川管理者としての府県との意見交換について、運営会議にて対応を検討する。

2 審議の概要

淀川水系流域委員会 提言(修正素案 021113 版)に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員から、資料 2-2-1「提言（修正素案 021113 版）」について説明が行われ、各部会での提言（021028 版）に関する意見交換について、各部長から報告が行われた。その後、全委員による意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・流域委員会の使命は、理念の転換とそれを実現するための原理原則を明確にすること。修正素案 021113 版の「4-6 ダムのあり方」について、「(1) 基本的な考え方」は明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。
- ・重要な部分の修正については、何故修正されたのか、その根拠についても教えてほしい。
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをするとの合意が得られたと理解している。修正素案 021113 版には、それが全く反映されていない。
- ・ダムの選択について、条件付きの曖昧な記述にすると、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。
- ・修正素案 021113 版は、これまでの部会の議論とは異なる内容となっているように感じる。今後、委員会全体の意見として、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、明確にしておかなければならない。

住民意見の聴取・反映に関する提言（素案 021101 版）に関する意見交換

一般意見聴取 WG リーダーの三田村委員から資料 2-3-1「住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取 WG 素案 021101 版）」について報告が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破していくのかを明確にすることが重要である。具体的な記述が必要だろう。例えば、公聴会・セミナー・現地見学会の使い分けや、NPO・NGO・住民にどう役割を分担して権限を与えていくかについても、提言していくべき。

- ・河川管理者が河川整備計画策定時および策定後に行うべき施策に関する記述（3-2、3-3）は、河川整備に関する提言にも記述する必要がある。

今後の進め方について

- ・委員長代理より、「12/5の第15回委員会で提言を確定するというスケジュールを延期し提言素案について各部会で十分に意見を交換する必要があるのではないか」との提案があり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。
- ・河川管理者より、「府県が河川管理者として意見を述べる機会を設定して頂きたい」との要請があり、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、「治水理念の転換（破堤による壊滅的な被害の回避を優先）が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい」「高水敷に関する記述が非常に断定的であるため、河川の利用者から反発を招きかねない。ぜひ、修正を」等の発言があった。

3 主な意見

淀川水系流域委員会 提言(修正素案)に関する意見交換

<各部会からの報告>

- ・3章の序文（3-1 ページ 2行目）にある“河川整備計画の大転換”をどう捉えるかについて話題となった。また、提言の内容と現在の住民意識や社会の仕組みとの間に齟齬や葛藤がないとはいえないが、それを克服していかなければならないといった意見交換が行われた。（琵琶湖部会長）
- ・時間の大半が「4-6 ダムのあり方」に関する議論に費やされた。多くの委員がB案を支持したが、中には、B案と言えども淀川部会の中間とりまとめの記述（ダムによる洪水調節は原則として採用しない）よりも後退しているという意見もあった。（淀川部会長）
- ・「4-6 ダムのあり方」のA案、B案について、各委員に意見を述べてもらったところ、B案を支持する意見が多かった。（猪名川部会長）

<提言作成にあたって>

- ・提言には、流域委員会の活動が継続していくことを示さねばならないと思う。「計画策定以前からの委員会の参画」の最後に、「また、計画後の実現に向けての推進方策も計画の中に組み込まれている」という文章を入れたい。

<緒言：川づくりの理念の変革>

- ・河川整備計画は、策定だけでなく、実施することも大事だ。最後の「河川整備計画を作成されるよう希望する」という文言を、「河川整備計画を作成・実施されるよう希望する」と変えてほしい。

<2-1 治水の現状と課題>

- ・今後、洪水問題を考えるためには、「洪水はわれわれを苦しめる最大の自然災害であった」（2-1 ページ 3行目）という認識だけではなく、「同時に生物の生育にとっては、洪水による攪乱が重要でもあった」といった認識も必要だろう。洪水の意味を広く捉えるための記述が必要だ。

<3 新たな河川整備の理念 序文>

- ・「特に都市化された河川では」という記述を追加してほしい。また、都市そのものも河川によって変化していくという認識が必要ではないだろうか。

<3-5 新たな河川環境の理念>

- ・従来の河川整備は、「水位・流量・流速などを過度にコントロール」(3-5 ページ 1 行目)してきただけではなく、「単調、かつ過度にコントロール」に終始してきた、という記述に修正する必要がある。

<4-1 河川整備計画に関する基本事項>

- ・日本という国が社会的・経済的に好ましい方向に動かなければ、総合的な水管理の質も向上しないのではないかと。国の動きと水管理の関係性を示すためにも、「国の経済・社会政策の枠組み内での統合が重要であり」(4-1 ページ 5 行目)という記述を、「国の経済・社会政策の枠組みと、密に関係しており」と修正してほしい。
- ・河川整備計画の基本となる「河川整備基本方針」には基本高水流量や計画高水流量が定められており、これを見直すことによってダムの必要性が失われる事態も考えられるため、提言には、「河川整備基本方針」についても触れておくべきではないか。

<4-2 治水計画のあり方>

- ・破堤回避対策には、費用と時間がかかる。公共工事が厳しく批判されている中で、果たしてそういった整備が可能なのか。まず、住民のことを考えて、10年に1度の洪水を対象にした従来通りの整備を進めるほうが大事だろう。
- ・氾濫を誘導するという新しい概念が示されているが、資産価値の高い箇所とそうでない箇所の補償費や災害復旧費の検討・比較といった問題について、十分な検討や議論が必要だ。また、これまで住民に河川に関する十分な情報が知らされていなかったという問題点を踏まえ、今後は住民に情報を提供し、総合的に判断した工事实施の優先順位も考えた河川整備計画を策定していくべきだろう。

<4-6 ダムのあり方>

- ・流域委員会の責務は、河川整備の理念転換とそれを実現するための原理原則を明確にすることにある。修正素案 021113 版「4-6 ダムのあり方」の「(1) 基本的な考え方」ではそれが明確に書かれているが、「(2) 新規ダムについて」はわかりにくく、これでは(1)で明確にされたスタンスが曖昧になってしまう。文章を修正すべき。(委員長代理)
- ・ダム WG では、計画・工事中のダムについても、新規ダムと同じ扱いをすることの合意が得られたと理解している。しかし、修正素案 021113 版の「新規ダムに準じた取り扱いをする」(4-14 ページ 26 行目)という記述では、ダム WG での合意内容が反映されていない。「準じた」という語は、「同じ」という意味ではない。修正して頂きたい。

ダム WG で議論した内容を反映させるなら、「準じた」という言葉は正確ではない。表現を訂正したい。(ダム WG リーダー)

計画・工事中のダムは、新規ダムと同じ扱いはできない。考え方としては「その段階でできることは新規ダムと同じ取り扱いをしてほしい」が適切ではないか。

- ・「(2) 新規ダムについて」では、淀川部会の中間とりまとめの表現である「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言を復活させた方がよい。
- ・ダムについては、流域住民だけではなく、NGO や NPO も共同で取り組んでいくということ

を明確にするためにも、流域住民に加えて「および NGO・NPO」と記述したい。

- ・基本的には修正素案 021113 版でいいと思うが、「極力抑制」という言葉だけが独り歩きしないように表現を考慮すべき。
- ・ダムに関する提言は、今後の河川整備の大きなポイントとなるだろう。修正素案 021113 版のような条件付きの曖昧な記述のままでは、流域委員会での決定がダム建設の免罪符として利用される可能性も否定できない。

<その他>

- ・流域委員会は河川整備計画だけではなく、計画策定後どう推進していくかについて考えねばならない。提言においては新たに 5 章を作り、計画を実現していくプロセスについて書くべきだろう。
- ・一般の方から、淀川部会の中間とりまとめにあった「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」という文言がなくなったことについて質問を受けた。理由や経緯を説明できないでいる。

委員会としては一度もそのようなことを決定したわけではない。(委員長)

部会でのとりまとめの他、一般からも様々な意見が出ていることは事実だろう。しかし、それに対して、委員会がどう反応するかは、次の問題だろう。当たり前の話だが、全員が賛同できるものは作れない。色々考えてこの案ができたと説明するほかないのではないか。

修正素案 021113 版は、これまでの部会や WG の議論とは異なる内容となっているように感じる。素案には今まで議論してきたことが反映されるべきであり、一個人の判断で修正されるべきではない。今後、各部会、各 WG、各委員の意見をどのように集約していくのか、少数意見の取り扱いを含めて明確にしておくべきと考える。

住民意見の聴取・反映に関する提言(素案 021101 版)に関する意見交換

<提言(修正素案 021113 版)への組み込み>

- ・「3-2 河川整備計画策定時」、「3-3 河川整備計画策定後」には提言(修正素案 021113 版)の「4-7 住民参加のあり方」では書ききれていない住民との連携や協働について記してあるので、ぜひ提言(修正素案 021113 版)に組み込んでもらいたい。

提言(修正素案 021113 版)と住民意見の聴取・反映に関する提言を一緒にするということが。当初、そういう案があった。(委員長)

住民意見の聴取・反映に関する提言全部ではなく、3-2 と 3-3 を提言(修正素案 021113 版)に追加してほしい。

<一般意見聴取方法の検討>

- ・意見聴取で大事なものは、「聞きおく」という従来のスタンスをどう打破するかであろう。3-2 の「(2) 住民との連携・協働」(11 ページ 34 行目)では公聴会・セミナー・現地見学会などあらゆる聴取方法が記されているが、提言に必要なのは、その使い分け方や、NPO・NGO・住民にどう役割を分担するかといった具体的記述ではないか。(委員長代理)
- 今、話していただいたことについては、一般意見聴取 WG では十分な議論ができなかった。一方で私たちが重要視していたのは、もの言わぬ人々の大きな声をどのように反映するか、あるいは現地での意見聴取効果についてであったが、これらも結論を出

せぬまま提言を作ることとなった。(リーダー)

その他

- ・提言のとりまとめという一番重要な部分を急いで進めると、これまで2年かけて議論してきた意味がなくなるのではないか。また、最終提言作業部会(以下、作業部会とする)には、地域の特性に詳しい委員も参加させてほしい。

次の作業部会で議論した結果をもとに、12月5日に開かれる第15回委員会、さらには各部会で議論してもらうのはどうか。(委員長)

ダムに関しては、委員それぞれ譲れない意見があると思う。少数意見を確認するという意味から、作業部会を開く前に、提言素案021028版のA案、B案と今日寺川委員が出した案をC案とし、各委員が現時点でどの案を支持するかを確認したほうがよいのでは。

流域委員会が提示するダムについての考え方を、社会は注目している。慎重に審議しなければならない。

ダムの問題については、今後整備計画原案に個々のダムについて位置づけられた場合に、それをもとに議論をすることになる。ダム案に関しては「抑制する」というかなり強い方向性を出しているので、現段階のままでいいと思う。(委員長)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に提言素案の記述について意見が出された。

<主な意見>

- ・素案021028版についての意見だが、まず「2-2 利水の現状と課題」(2-2 ページ 19行目)では「需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある」と水需要予測についての記述があるが、「批判がある」を「明白な事実である」という表現に変えてほしい。渇水については、琵琶湖総合開発による利水安全度効果によって、渇水が減ったことを踏まえた記述をしてほしい。さらに「4-6 ダムのあり方」(4-17 ページ 26行目)で、計画・工事中のダムについて「利水面の一からの見直し」をどこかに明記してほしい。
- ・先日、余野川ダムについて河川管理者に意見を伺ったところ、「壊滅的被害を避けるためにダムをつくる」と考えられているようだった。破堤による壊滅的な被害の回避を優先するという治水理念の転換が、ダム建設の根拠になりかねない状況に留意して頂きたい。
- ・「4-4 河川利用計画のあり方」の中の高水敷に関する記述(4-7 ページ 32行目)について、二点意見を述べたい。まず、流域委員会の提言の中では自然環境だけを絶対的な基準としているが、何故、淀川だけが自然環境以外の社会、文化、経済的な要因が除外できるのかという点。もう一つは最近公的な空間については住民の意見を聞いて土地利用計画を策定する方向に動いているが、提言案ではグラウンドの排除によって最初から住民の意見を門前払いしているように受け取られかねないという点。流域委員会は河川管理者以上に強権的で排他的であるとの誤解を与えかねない。これらの点を考慮し、文言を修正して頂きたい。

4 今後の進め方について

河川管理者としての府県の意見発表について

- 河川管理者（河川調査官 村井氏）からの要請

- ・流域委員会は、淀川水系の国の直轄区間を対象にした整備計画について議論して頂く委員会であるが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県には委員会・部会場で議論を聞いてもらっていたが、意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、河川管理者としての府県に流域委員会の議論に対して意見を言う機会を設けて頂きたい。（河川管理者）

広く意見を聞くというのは、委員会でも大事だと思うので、12月5日に開催される第15回委員会でそのような場を設けてはいかがだろうか。この後開催する運営会議で決めたい。また、整備局では12月中に原案を出せるのか。（委員長）

素案をいただいた後、12月中を目標に提出したい。（河川管理者）

提言案の確定延長について

- ・河川整備計画原案作成の元となる提言案を12月5日までに確定する目標で話を進めてきたが、それにとらわれずもう少し時間をかけて、各部会の委員の意見を十分に聴取し、作業部会でとりまとめたほうがいいのではないか。現状では作業部会の今本リーダー一人に負担がかかっている。（委員長代理）

確かに、議論を急いでとりまとめるのはよくない。12月5日は提言に関する意見交換の場としてできるだけ皆さんが納得のいく形ですすめたい。スケジュールはこの後の運営会議で相談する。（委員長）

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。